

## 1 目的

指定サービス事業者が、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応の状況を保険者に報告を行うことにより、事業者が保険者との連携を円滑に行い、事故に対する適切な対応や再発防止策を講じるとともに、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

## 2 事故の対象

事業者がサービス提供中(送迎又はサービスの提供時間中をいい、通所サービス、入所サービス又は施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間)に発生した利用者又は入所(入院)者の事故。

## 3 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は、次の事由に該当する場合に、保険者へ事故報告を行うものとする。

### (1) サービス提供中に、利用者が死亡又は受傷、失踪した場合

※病気による死亡は含まない。ただし、病気等による死亡であっても死因等に疑義が生じる可能性がある時は報告の対象とする。

※「受傷」とは、通院入院を問わず、医師の保険診療を要したものを。

医師の保険診療を要しない場合であっても、利用者の家族等から苦情が出ている場合は報告対象。

※「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願いが出された場合。

### (2) 異食、誤嚥及び誤薬の場合

※利用者の状態に異変が生じた場合及び処遇に影響があった場合。

※利用者に特変がない場合であっても、類似事故が頻発するなど、事業者が報告すべきと判断した場合。

### (3) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる場合

注1) 報告の対象は、「社会福祉施設等における感染症等発生に係る報告について(平成17年老老第0222001号厚生労働省老健局長連盟通知)」に従い、次のとおりとする。

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長(管理者)が報告を必要と認めた場合。

注2) 新型コロナウイルス感染症については、鹿児島県の介護事故報告の対象外ですが、国の「介護現場における感染対策手引き(第2版)」に基づく報告が必要です。感染者が1名でも発生した場合は、利用者・職員を問わず報告をしてください。感染者の氏名については、報告を要しない。

### (4) 職員(従事者)の法令違反・不祥事等

※利用者の処遇に関連するものに限る。(例:利用者への暴力、利用者の金品等の横領、送迎時等の交通事故など。)

### (5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

上記(1)～(4)のほか、施設長(管理者)が特に必要と認め、報告の必要があると判断されたもの。

## 4 保険者から県への報告について

次の事由による事故の場合は、所管する県の地域振興局・支庁（地域保健福祉課）へ報告するものとする。

なお、地域密着型サービス事業者に係るものについては、原則、死亡事故のみとする。

- ① 死亡事故又は受傷事故等（原則として医療機関で入院加療を要したもの）
- ② 利用者への暴力、身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
- ③ 職員（従業者）による法令違反、不祥事等
- ④ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき
- ⑤ その他、県への情報提供が必要と認められるもの

## 5 報告のフロー図

サービス提供時に事故発生

- ・救助・応急対応（看護職員・医師への連絡・救急搬送の手配等）
- ・利用者の家族等への連絡
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡

1. 事業者から電話かメールで簡単な概要を本庁福祉介護課に報告

- ・速報は可能な限り早急に行う
- ※就業時間外の事故はメール等で報告をお願いします。  
個人名は記入せず、転倒事故1名や感染症入所者1名等
- ・事故発生後の経過については適宜連絡を行う
- ・必要に応じて関係機関へ連絡を行う

電話：0986-76-8807  
mail：s-kaigofukushi@city.soo.lg.jp

2. 事業者から文書による第1報を報告（発生から5日以内を目安）

- ・事故発生後の措置等が済み次第、「**事故報告書**」により報告を行う。
- ・第1報は報告書の1～6までを可能な限り記載
- ・報告書の7に第2報の報告時期を記載（例：検討会開催予定日程を記載）
- ・感染症・食中毒については、発生直後は、拡大防止等の対応を優先する必要があることから、5日以内にかかわらず、事態が落ち着いて報告書作成が可能となった時点で行うものとする。
- ※感染症・食中毒の集団発生時には、「**事故報告書(集団)**」での報告可。

### 事故再発防止検討会の開催

第2報を提出（報告書の7～9を記載）

- ・事故の原因分析、再発防止策を検討し、評価時期を記載
- ※概ね1月以内ですが、できるだけ早くお願いします。

報告書に記載された評価時期に、最終報告を提出

- ・再発防止策として実施した結果と、再発防止策の評価及び今後の課題などを記載。

事故再発防止検討会を5日以内に開催した場合は第1報・2報を同時提出でも構いません。

保険者から県への報